

令和3年11月30日  
総務部職員課

**江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（概要）**

項目	条例	内 容
改正の趣旨		特別区人事委員会の勧告等に伴う職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与改定にかかる規定整備を行う。
改正条例第1条による改正		
期末手当	第16条	期末手当の支給月数を3月支給分について0.15月引き下げる。
改正条例第2条による改正		
期末手当	第16条	第1条による改正後の期末手当の年間支給月数は変えずに、6月及び12月支給分を0.075月引き下げることにより調整する。
附則		第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する旨を定める。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条（当初）】</p> <p>第1条～第15条（略） （期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第17条～第21条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条～第15条（略） （期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第17条～第21条（略）</p> <p>別表（略）</p>

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第2条（公布の日）】</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第17条～第21条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>【第2条（令和4年4月1日施行）】</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の105</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第17条～第21条（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p>

## 期末手当の支給月数

会計年度任用職員

現行	第1条による改正				第2条による改正						
	改正案 (公布の日施行)				改正案 (令和4年4月1日施行)						
(単位:月)				(単位:月)				(単位:月)			
6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
1.125	1.175	0.25	2.55	1.125	1.175	<u>0.10</u>	<u>2.40</u>	<u>1.05</u>	<u>1.10</u>	<u>0.25</u>	2.40